

今年の実地の税務調査が解禁です

コロナ禍で、この2年間は自粛されていた実地による税務調査が、本格的に始まったようです。

ご存知の方も多いかもかもしれませんが、実は、税務調査のピークは、8月から12月の時期に集中してきます。その理由は、税務署の人事異動の時期と関連しています。つまり、税務署の人事異動は、7月10日をもって行われており、ちょうどこの時期に各調査官に対して、年間目標が割られます。

一般的には、翌年の1月以降になると、年末調整や確定申告などのため、受任する側の税理士も余裕がないため、調査の実施は自粛されていますので、年間目標を達成するためには、年内の12月までに目標をどこまでクリアするのがポイントになっているようです。その結果として、この8月から12月に集中してきています。



もしも税務調査の連絡があったら・・・

調査依頼の第1報は、もしかしたら顧問先様のところに行くことがあるかもしれませんが、その際に、日程を一方向的に告げられることとなりますが、そんな場合にも慌てずに、まずは税理士と相談して連絡しますとお伝え頂ければ大丈夫です。

あとは、こちらで社長とご相談の上で日程調整させていただきます。

任意の税務調査であれば、もちろん拒否することはできませんが、日程の調整はかなり自由にお願ひすることもできますので、業務の繁忙時期や出張予定等を避けたり、場合によっては調査日数を短縮してもらうことも可能です。

もちろん、きちんと処理してあれば、税務調査で否認されることもありませんので、しっかり調べてもらえばいいと思いますし、こちらも、会社の考え方や根拠を主張して参ります。

“税務調査”と聞くと、「え？何しにくるの？」と身構えてしまう方や不安な気持ちからか普段とは違った高圧的な態度をとる方もいらっしゃいますが、そのような態度をとる必要は全くありません。調査官といえども人なので、そのような態度をとられたとしたら、「何かやましいことでもあるのかな？」と変に勘ぐられたり、「そういう態度をとるのなら」と調査がスムーズに進まなくなってしまい、険悪な関係となってしまうこともあると思います。

また、落ち着いた態度や不用意な発言も控えましょう。質問されていないことをベラベラ話す必要はありませんし、質問されたことに対して、過剰に反応する必要もありません。もちろん、逆にへりくだる必要もありません。

調査官からの質問や発言に対して反論や意見があれば、発言を最後まで聞いたうえで、毅然とした態度で理路整然と述べればよいのです。もちろん、証拠となる書類を用意した上で対処するのがベストです。

ちなみに、税務調査で何も指摘事項がなかった場合には、「申告是認」の通知が税務署長から送られてきます。

CONTENTS

今年の実地の税務調査が解禁です…………… P.1

もしも税務調査の連絡があったら…………… P.1

クレジットカード利用時の電子帳簿保存の留意点…………… P.2

インボイス制度上、クレジットカード利用明細は不可… P.2

消費税の不正還付と国の対応…………… P.2

節税保険、行政処分へ…………… P.3

下請けに対する買ったとき基準が改正…………… P.3

ふるさと納税額、2021年度は最高…………… P.4

ふるさと納税を活用してみましょう…………… P.4

経済産業省 スタートアップ支援策一覧が公開…………… P.5

8月度の税務スケジュール…………… P.5

今月の名言録…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は
[ASAKのTwitter\(ツイッター\)](#)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



クレジットカード利用時の電子帳簿保存の留意点

クレジットカードの利用に当たり、クレジットカード会社から利用状況を示した明細をWEB明細として受け取る場合があるかと思えます。これについては、電子帳簿保存法が施行(2024年1月1日予定)された後は、WEB明細を受け取ることで電子帳簿保存法上、電子取引による取引情報の授受があったものとして保存義務が生じることになります。

「WEB明細をダウンロードしなければ保存しなくてよいのでは」と考える向きもありますが、WEB明細を受け取ったことにより、電子取引により取引情報の授受がされたことになり、ダウンロードして検索要件等を満たす形で保存が必要になります。

また、クレジットカード会社から受け取るWEB明細とは別に、クレジットカードを利用した実店舗やオンライン店舗等から受け取る領収書等をPDF等の電子データで受け取っている場合には、その領収書等データも保存が必要です。

なお、併せて紙の領収書等も受け取っている場合は、その紙の書類を正本として保存していれば、電子データを保存する必要はないようです。

関連記事 <https://asaoka-kaikei.com/news/181/>



要注意

インボイス制度上、クレジットカード利用明細は不可

電子帳簿保存法の観点では、上記の通り、クレジットカード会社から受け取るWEB明細の保存が必要となりますが、取引相手である店舗等が交付したものではないため、それだけでは消費税の仕入税額控除を適用できません。

現行制度では、3万円未満の決済(取引)であれば帳簿に一定事項を記載し保存することで仕入税額控除を適用できるのですが、3万円以上の場合、取引相手である店舗等から受け取る領収書や利用明細等(仕入税額控除の要件を満たす記載があるもの)の保存が必要となっています。

2023年10月からのインボイス制度開始後においても、クレジットカード会社が交付する明細は、取引相手である店舗等が交付したものではないため、これまでと同様に、クレジットカード会社の明細を保存するだけでは仕入税額控除を適用することはできません。また、インボイス制度では、3万円未満の際に一定事項を記載した帳簿のみ保存すれば仕入税額控除を受けられる規定がなくなり、3万円未満の決済分も含め、取引相手である店舗等からインボイス(簡易インボイスを交付する取引は簡易インボイス)の記載事項を満たす領収書等を受け取り保存する必要があります。

現行制度では、領収書等が電子データで交付される場合、一定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除を適用できるのに対して、インボイス制度では、その領収書等に係る電子データ(又は電子データを出力した書面)の保存が必要となるので注意が必要です。

今後は、従来のように内容さえ分かれば「カード利用明細書」でもいじらうというルールでは通用しなくなるので、必ず利用明細書等を受領し、紛失しないようにお願いいたします。

消費税の不正還付と国の対応

最近、新聞紙上でも見かける機会が増えていますが、消費税の仕組みを悪用した不正受還付事案が相次いでいます。

国税庁によると、2017年度から2021年度まで5年間の消費税不正受還付事案の告発件数は計57件で、不正受還付額は、計35億9,000万円にのぼっています。

消費税は、取引の各段階で課税され、商品やサービスなどの最終消費者が実質的に負担する仕組みです。課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額を控除する「前段階税額控除方式」が採用されており、課税仕入れに係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付を受けることができます。

消費税不正受還付はこの仕組みを悪用したものです。例えば、消費税の課税仕入れの対象とならない従業員給与の一部を、消費税の課税仕入れの対象となる外注費に仮装し、架空の請求書を作成するのです。このような方法等によって課税仕入れに係る消費税額を過大に計上し、不正に還付を受けるなどの事案がみられます。

国税庁は、不正受還付事案への対応を重点課題と位置付けており、これまでの申告状況等から、消費税の不正還付が想定される法人をリスト化し管理するなど、消費税の不正受還付者への対応を強化しています。

また、国税庁ホームページの「ご意見・ご要望」に情報提供フォームを設け、課税及び徴収漏れに関する情報提供を受け付けています。これまで、虚偽の国内仕入れ(課税取引)や虚偽の輸出売上げ(免税取引)を計上する方法等により消費税の不正還付を受けていた者の情報等を得ているようです。



節税保険、行政処分へ

金融庁は、過度な節税が問題となっていた「節税保険」を巡り、外資系保険大手マニユライフ生命保険に対し、保険業法に基づく業務改善命令を出しました。法人との契約を個人に名義変更することによって、解約返戻金にかかる税金を抑えるプランを販売していましたが、法令の「抜け穴」を使った形で、金融庁は悪質性が高いと判断したようです。

◆ 解約返戻金で「抜け穴」

節税保険は、生保大手でも販売されていました。企業が、退職金など将来のまとまった資金需要に備え、一定期間にわたって保険料を支払うもので、途中解約すれば解約返戻金、満期時には保険金を受け取れる仕組みです。かつては企業が保険料を経費として扱い、売上げから差し引いて利益を圧縮できたため、「節税効果」がありました。

これに対し、金融庁や国税庁は2019年に販売方法を見直すよう注意喚起しており、金融庁は販売に関する監督指針も改定していました。しかし、マニユライフは法人税の節税効果が薄れたことを踏まえ、契約者の名義を法人から役員ら個人に切り替える「名義変更プラン」を販売し、新たな節税効果を強調していたのです。

具体的には、まず、契約者である企業は、マニユライフに支払う保険料の大半を負担します。その後、個人に名義を変更し、解約返戻金を個人が受け取ります。これに対しては「一時所得」の税率がかかりますが、企業からの給与や退職金にかかる所得税率(最高で45%)よりも低くおさえることができるのです。2019年7月以降、こうした契約が、約6,000件あったということです。

金融庁は、当時の最高経営責任者(CEO)ら前経営陣が、組織的に不適切な販売を行っていたことについて、「公益を著しく侵害している。問題の重大性、悪質性は高い」と指摘しました。現経営陣も含めて経営責任を明確にし、8月15日までに改善計画を提出するよう求めたのです。

同種の保険を巡っては、マニユライフ以外の一部の保険会社でも節税をうたった販売が続いています。金融庁は、FWD生命保険やエヌエヌ生命保険、SOMPOひまわり生命保険に対しても報告徴求命令を出し、説明を求めています。

節税保険を巡る問題や、相次いで発覚する営業職員による金銭詐取など一連の問題を受け、金融庁と生命保険協会は、対話の機会を設け、金融庁は業界としても対策を講じるよう求める方針です。

下請けに対する買ったたき基準が改正

下請事業者に対する親事業者の不当な扱いを規制する法律として、下請代金支払遅延等防止法(下請法)があります。下請代金の減額や報復措置などが、禁止行為で掲げられており、このうち「買ったたき」の運用基準が、今年から改正されています。

下請事業者から、取引価格の引上げを求められた場合、親事業者は書面やメール等により、回答するなどの対応が必要になります。

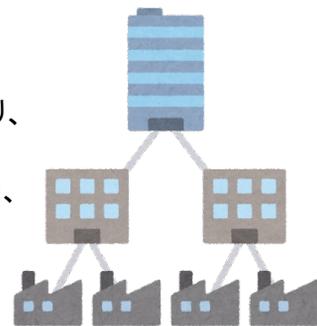
買ったたきは、「…通常支払われる対価に比し、著しく低い下請代金の額を不当に定めること」と規定され、下請代金の額が、①著しく低い、②不当に定められているという2つの要件を満たした場合に、買ったたきに該当するおそれがあります。

改正前は、上記②の例示として、「下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと」が掲げられていました。

これに対して、改正後は、昨今の石油価格等の上昇や従業員の賃上げ要請などのコスト上昇分を、取引価格へ転嫁する必要性が生じていることから、「一方的に…」の状況がより明確化されています。

例えば、下請事業者から労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分を取引価格へ反映することを求められた場合、親事業者は「A価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来通りに取引価格を据え置くこと」、「B価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」が追記されています。ただし、買ったたきに当たるか否かは、前述の①著しく低いという要件と併せて総合的に判断されることとなります。

「名義変更プラン」をめぐる動き	
2019年夏以降	加入後に名義を法人から個人に変える「名義変更プラン」が登場
2021年6月	国税庁が「名義変更プラン」を認めない通達改正
2021年11月	金融庁が生保協会との意見交換で、適正な募集の徹底を改めて要請
2022年2月	金融庁がマニユライフ生命に立入検査、SOMPOひまわり生命など3社にも報告徴求
2022年7月	金融庁がマニユライフ生命に業務改善命令



ふるさと納税額、2021年度は最高

総務省は、2021年度のふるさと納税による寄附額が8,302億円と、前年度から23%増えたと発表しました。2年連続で過去最高を更新したことになります。件数も27%増えて過去最高の4,447万件となっています。この制度が定着し、裾野が広がっていることがうかがえます。

寄附を最も多く集めたのは北海道紋別市で152億円、次に宮崎県都城市の146億円、北海道根室市の146億円と続いています。

ふるさと納税は、自分の選んだ自治体に寄附すると、所得税や住民税の控除を受けられる制度で、ふるさとや被災地などの支援を促し、地域を活性化する狙いで、2008年度に始まりました。2015年度に控除の拡充や手続きの簡素化があり、利用者が急増したのですが、自治体が豪華な返礼品を用意するいびつな競争も過熱しました。

その後、総務省は2019年度の制度改正で、返礼品を金額にして寄附の3割以下の地場産品に限り、全経費は5割以下と決めました。違反する自治体は制度から除外し、寄附しても手厚い特例を受けられないようにしています。

2021年度の寄附に対する返礼額の割合は全体で27.3%、全経費の割合は46.4%で、それぞれルールの範囲には収まっています。なお、2021年1～12月の寄附による2022年度の住民税控除額は、5,672億円と、前年度に比べて28%多くなっています。

21年度に寄付額の多かった自治体

1	北海道紋別市	152億円
	主な返礼品:魚介類、コメ	
2	宮崎県都城市	146
	肉類、酒類	
3	北海道根室市	146
	魚介類	
4	北海道白糠町	125
	魚介類	
5	大阪府泉佐野市	113
	肉類、電子機器	

(日本経済新聞より抜粋)

ふるさと納税を活用してみよう

ふるさと納税とは、全国の応援したい地域に寄附ができる仕組みのことです。寄附金の使い道は選ぶことができ、その地域に貢献することができます。さらに寄附の返礼品として地域の特産物などが貰えて、税の控除が受けられる魅力的な制度です。

具体的には、ふるさと納税制度を利用し寄附を行うことで、自治体からお礼として「返礼品」と寄附証明書類「寄附金受領証明書」が届き、手続きをすると、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除を受けられる仕組みです。ただし、控除を受けられる金額は、各個人の所得金額によって変動しますので、事前に確認しておく必要があります。

ふるさと納税サイトの比較一覧表

	自治体数	返礼品数
ふるさとチョイス	1,788	325,000
楽天ふるさと納税	1,224	228,000
さとふる	926	257,000
ふるなび	818	174,000
ANAのふるさと納税	401	105,000
au PAYふるさと納税	246	65,000
ふるさとプレミアム	127	33,000
ふるさとパレット	86	22,000
ふるさと本舗	69	15,000

「自治体数」は2021年7月時点での自治体数
「返礼品数」は同時期の概数(百の位を四捨五入)

◆ ふるさと納税のメリット

1. 応援したい自治体に寄附ができること

ふるさと納税は、あなたの出身地に限らず、好きな自治体に寄附ができます。学生の頃にお世話になった自治体、旅行で訪ねて好きになった自治体、いつか移住してみたい自治体など、自由に選択できます。

2. 使い道が指定できること

ふるさと納税は、自分が納めた税金の使い道を自分で直接指定できる数少ない制度です。ふるさと納税の使い道の指定は、普段あまり気にかける事がない、私たちの税金の使われ方に目を向ける良いきっかけとなります。

3. お礼の品が貰えること

ふるさと納税で寄附すると、その自治体の特産品・名産品・特典などが感謝の印として贈られてきます。これらは一般的に「返礼品」と言われます。各種サイトで、沢山の返礼品をご紹介します。それぞれ、人気のある返礼品をまとめた「返礼品ランキング」や「カテゴリ検索」などがあり、好みに合わせて返礼品を探せます。

4. 所得税と住民税から控除されること

ふるさと納税で行った寄附は、2,000円を超える部分について、一定の限度額まで原則として所得税・住民税から全額が控除されます。寄附金額の控除を受けるためには、確定申告や「ワンストップ特例制度」を利用する必要があります。ご自身の控除上限額がわからない方は控除上限額の目安を計算できる「控除上限額シミュレーション」が各種サイトにあるので、ご利用してみてください。

経済産業省 スタートアップ支援策一覧が公開



経済産業省が、国の経済成長を実現するために、新しい技術やアイデアを生み出し、成長のドライバーとなるスタートアップの活躍を支援する施策をまとめた冊子を公開しました。

この冊子の中では、経済産業省と関係独立行政法人等が行っているスタートアップ関連の支援策(各種補助金や融資などスタートアップの成長を直接サポートする支援策や、スタートアップの成長を応援される投資家・研究機関・大学・自治体の活動を支援する税制や制度など、総計69の支援策)が盛り込まれています。

下記にこの冊子が掲載されているサイトもご案内しますので、ご参考にされてみてはいかがでしょうか。

経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/meti_startup_policies.html

◆ 新規開業資金(再挑戦支援関連)/再挑戦支援資金

上記の支援策の中で、日本政策公庫の「新規開業資金(再挑戦支援関連)/再挑戦支援資金」というものがあります。この融資の概要をみると、「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方の創業を『新規開業資金』にて支援します」とあり、これまでなかなか融資が難しかった方も対象になりそうです。

具体的な利用対象者の条件は、事業開始後おおむね7年以内で、下記3つの条件をすべて満たす必要があります。

- ① 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- ② 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
- ③ 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

具体的な融資内容としては、日本政策公庫の国民生活事業(個人事業者、小規模企業が対象)の再挑戦支援融資の限度額は7,200万円(うち運転資金4,800万円)、返済期間は15~20年(据置2年)となります。

この資金使途の中には、前事業に係る債務を返済するために必要な資金も含まれています。過去に事業に失敗した人が、未経験の分野ではなく、これまで経験してきた分野での再チャレンジ、新しい経営環境の中で、獲得したい「顧客」「商品」「販路」で再チャレンジするための事業計画を策定し、既存の負債も確実に返済をする姿勢・見通しを持って、取り組む経営者のための支援策なのです。単なるスタートアップ支援だけでなく、過去、事業に失敗した人への再挑戦支援策もあるのです。

日本政策公庫HP https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/05_rechallenge_m.html

8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月10日(水)
6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>	申 告 期 限 8月31日(水)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費・地方消費税>	
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	納 期 限 8月31日(水)
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	
個人事業者税の納付(第1期分)	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	

今月の名言録

人間と感情

「人間だから怒るのは当たり前だ」って言う人がいるけれども、
 どういうわけで人間なら怒るのが当たり前？
 世のおおむねの多くの人々は、「怒ったり、泣いたり、怖れたりするのは、
 人間だからできるんだ。犬や猫や豚や馬でもやるかもしれないけれども、
 人間ほど繊細で、直感的な感情というものをもたないじゃないか」と言います。



そしてそういう人にかぎって、「人間は感情の動物なり」というような間違っただけを言っていて、
 間違っただけを言っていないと思ってる。
 「感情の動物だから、怒ったり、泣いたり、怖れるのは当たり前じゃないか」なんてね。
 屁理屈の出発点を間違えて、結論もやっぱり間違えて、正当なところへ到着するはずがないんですよ。

じゃあ人間とはなんだろう。正しい真理のうえから厳粛に言えば、「人間とは感情の動物」ではなく、
 「感情を統御できる生物なり」。これが本当の人間の姿なのであります。
 しかるに、この本当の人間の姿だという真理のうえから、厳しくあなた方の人生生活を考えてごらん下さい。
 感情を統御するどころか、しょっちゅう感情に追い回されていやしない？

（「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所刊）

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
 お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
 必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135・0145 FAX: 052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
 TEL: 059-397-8650 FAX: 059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

